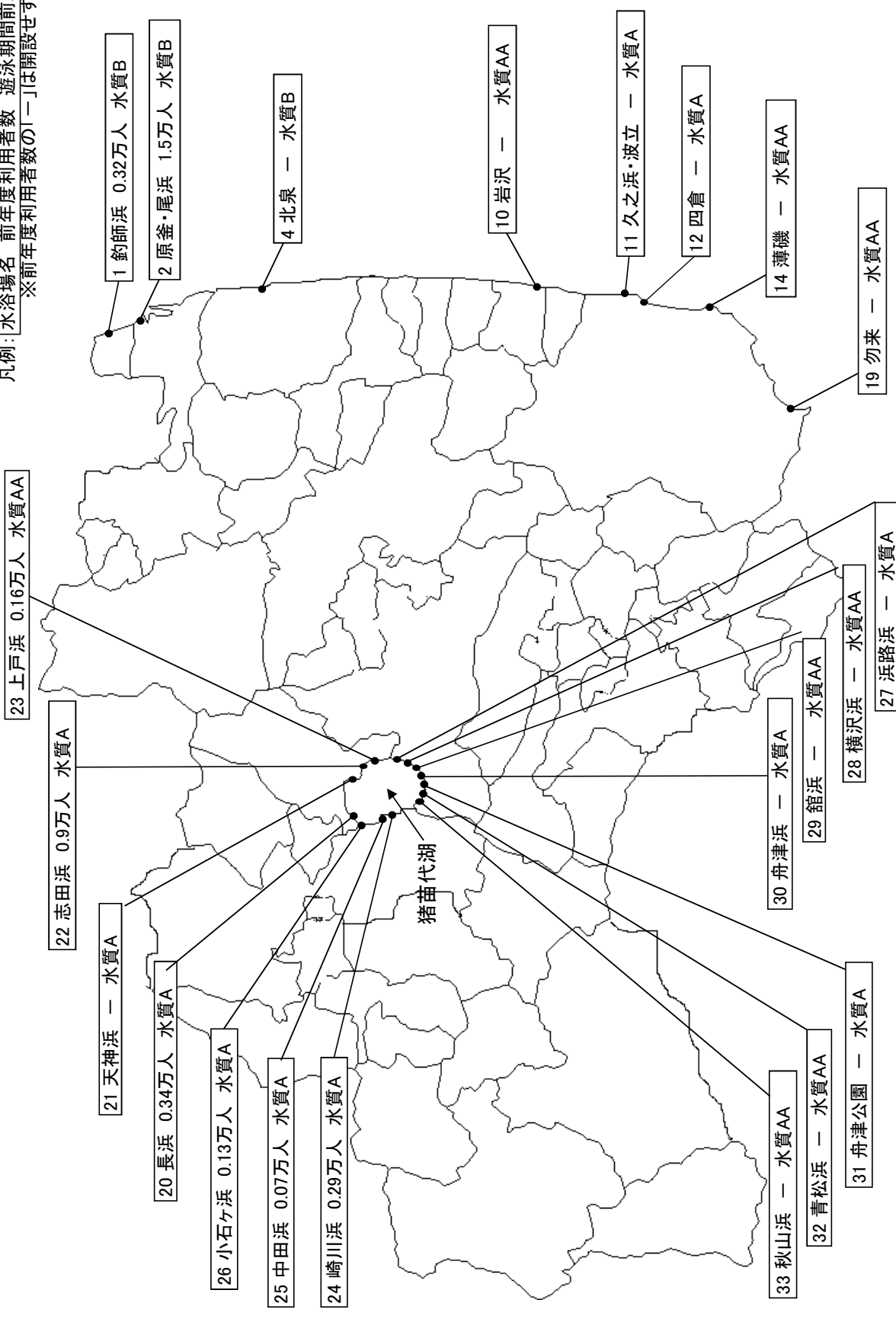


別表 令和4年度各水浴場の水質調査結果(開設前)

市町村名	水浴場名	調査月日	評価項目				判定				備考	
			ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	令和4年度		参考 (令和3年度)			
			平均	平均	平均							
新地町	釣師浜	5/12,5/18	<2	2.2	>1	なし	水質B	可	水質B	可	海水浴場	
相馬市	原釜・尾浜	5/12,5/18	<2	2.2	>1	なし	水質B	可	水質A	適		
南相馬市	北泉	5/12,5/18	<2	2.1	0.86	なし	水質B	可	水質AA	適		
檜葉町	岩沢	5/12,5/17	<2	1.9	>1	なし	水質AA	適	—	—		
いわき市	久之浜・波立	5/11,5/12	2	1.3	>1	なし	水質A	適	水質AA	適		
	四倉	5/11,5/12	4	1.1	>1	なし	水質A	適	水質AA	適		
	薄磯	5/11,5/12	<2	0.9	>1	なし	水質AA	適	水質AA	適		
	勿来	5/11,5/12	<2	0.8	>1	なし	水質AA	適	水質AA	適		
猪苗代町	長浜	4/26,4/27	29	1.7	>1	なし	水質A	適	水質A	適		湖水浴場
	天神浜	4/26,4/27	35	2.6	>1	なし	水質A	適	水質A	適		
	志田浜	4/26,4/27	47	2.9	>1	なし	水質A	適	水質AA	適		
	上戸浜	4/26,4/28	<2	1.3	>1	なし	水質AA	適	水質AA	適		
会津若松市	崎川浜	4/26,4/27	26	2.0	>1	なし	水質A	適	水質AA	適		
	中田浜	4/26,4/27	3	1.5	>1	なし	水質A	適	水質AA	適		
	小石ヶ浜	4/26,4/27	5	1.7	>1	なし	水質A	適	水質AA	適		
郡山市	浜路浜	4/18,4/25	6	0.8	>1	なし	水質A	適	水質A	適		
	横沢浜	4/18,4/25	<2	0.8	>1	なし	水質AA	適	水質A	適		
	舘浜	4/18,4/25	<2	0.8	>1	なし	水質AA	適	水質A	適		
	舟津浜	4/18,4/25	2	0.9	>1	なし	水質A	適	水質A	適		
	舟津公園	4/18,4/25	3	0.9	>1	なし	水質A	適	水質A	適		
	青松浜	4/18,4/25	<2	0.9	>1	なし	水質AA	適	水質A	適		
	秋山浜	4/18,4/25	<2	0.8	>1	なし	水質AA	適	水質AA	適		

海水浴場: 水質AA・・・ 3か所
 水質A・・・・ 2か所
 水質B・・・・ 3か所
 湖水浴場 水質AA・・・ 5か所
 水質A・・・・ 9か所

凡例：水浴場名 前年度利用者数 遊泳期間前水質判定
 ※前年度利用者数の「-」は開設せず。



水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

項目区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満*
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。